

一 関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一 関市議会委員会条例（平成 17 年一関市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「 9 人」を「 8 人」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「 8 人」を「 7 人」に改め、同条第 4 号中「 9 人」を「 8 人」に改め、同条第 5 号中「 17 人」を「 15 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 9 日から施行する。

「地方税財源の充実確保」を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- 1 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。
- 2 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- 3 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。
- 4 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- 5 地方公務員給与の引き下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 6 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

内閣官房長官 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿

平成 25 年 7 月 26 日からの大雨被害の早期調査及び検証を求め
る意見書

平成 25 年 7 月 26 日からの大雨により、当市は 1 級河川砂鉄川及び千厩川等県管理河川の沿線及び流域の中小河川において甚大な被害が発生しました。

砂鉄川においては、河川堤防が完成したにも関わらず、甚大な被害が発生したことは、市民生活に重大な影響を及ぼしております。

また、千厩川においては、河川改修事業が完成した箇所でも堤防を越水した事態が生じています。

ゲリラ豪雨が多発していることに鑑み、流域全体の総合的な防災減災対策が必要であります。

そのため、河川改修の実施計画を有する箇所については、事業の加速化を図りつつ、今回の浸水被害の要因について、恒久的な対策を講じるためにも速やかな調査及び地域住民とともに検証を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 6 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿

被災者の医療・介護保険利用料の免除措置の継続を求める意見書

東日本大震災から2年半がたとうとしている。この大震災からの復興で最優先すべき課題は、被災者の命と暮らしを守ることである。

その視点から岩手県は全壊、半壊という未曾有の被害を受けた方々の国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険利用料の一部負担金の免除措置を本年12月末まで実施することで対応している。

その対応は、多くの被災者に生きる希望と勇気を与えてきたことは間違いない。

しかし、被災者の生活再建はいまだ道半ばであり、復興は正にこれからである。

よって、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険利用料の一部負担金の免除措置を平成26年1月以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月6日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿